

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1015 号（諮問第 1674 号）

件名：行政文書ファイル管理簿の行政文書ファイル名が USB キー管理簿のもの  
の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 10 月 5 日

2 原処分

令和 3 年 10 月 20 日（不開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 12 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 1 月 25 日

5 答申

令和 4 年 9 月 27 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書や処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、稲沢署において、平成 20 年から平成 22 年までの間の「USB キー管理簿」という名称の行政文書ファイル（以下「本件行政文書ファイル」という。）に保管されている行政文

書と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、平成 20 年及び平成 21 年の本件行政文書ファイルは、文書が保管されていないにもかかわらず、誤って行政文書ファイル管理簿に掲載していたとのことであり、また平成 22 年の本件行政文書ファイルについては、そもそも行政文書ファイル管理簿には掲載しておらず文書は存在しないとのことである。

また、処分庁によれば、パソコンからデータを電磁的記録媒体に書き出す鍵として使用する USB キーは、平成 20 年 5 月から運用を開始したものであったが、平成 25 年に電磁的記録媒体の利用状況を管理するソフトウェアが導入されたことにより不要となり、その管理状況を表す USB キー管理簿についても保管する必要がなくなったとのことである。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成若しくは取得していない又は廃棄済みであるとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

(6) 付言

情報公開制度の適正かつ円滑な運用のためには、行政文書を適正に管理することが不可欠である。今後は、行政文書が保管されていない行政文書ファイルが行政文書ファイル管理簿に掲載されることのないよう適正に管理されたい。

別記

令和 2 年 6 月版行政文書ファイル管理簿の行政文書ファイル名が平成 20 年、21 年、22 年 USB キー管理簿のもの（請求日現在、愛知県稲沢警察署で管理するもの）